

## 財産法の基礎 再履修者の履修登録について

- ・2年生以下の再履修者は金曜2限の正規クラス(AB 藤田クラス CDEF 浜島クラス)を履修すること。
- ・3年生以上の再履修者は金曜3限の再履修クラス(上地クラス)を履修すること。
- ・上記の指定が他の必修授業と重なる場合のみ、他のクラスで受講してもよい。
- ・ただし、正規クラスの藤田クラスは再試験を行わない。金曜3限に他の必修授業を履修する4年生が金曜2限のクラスを履修する場合は、必ず浜島クラスを履修すること。

以上